

女性活躍推進法が成立しました！

平成28年4月1日施行

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、以下の1～3を行う必要があります。

1. 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析

次の女性の活躍状況(①～④)については必ず把握し、課題分析を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

2. 行動計画の策定、届出、周知、公表

1の結果を踏まえ、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②秋田労働局長への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期 を盛り込んでください。

3. 自社の女性の活躍に関する情報公表

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

※労働者にはパートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

○女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

詳細はこちら<女性活躍推進法特集ページ>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍加速化助成金をご活用下さい！

自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、課題解決に向けた「取組目標」と「数値目標」を含む計画を策定。取組を行い目標を達成した場合に助成金を支給します。

【助成額】

①取組目標の達成→中小企業 30万円(1事業主1回限り)

②数値目標の達成→大企業・中小企業 30万円(1事業主1回限り)

秋田労働局雇用均等室 TEL018-862-6684